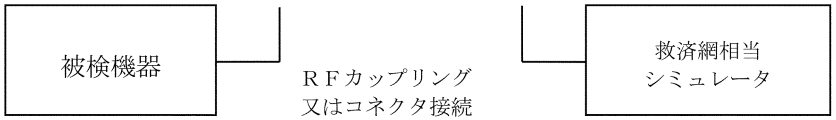
2　認証を行わない緊急通報

㈠　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



㈢　測定手順は、以下のとおりとする。

⑴　救済網相当シミュレータから救済網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。

⑵　被検機器が救済網相当シミュレータに接続しないことを確認する。

⑶　救済網相当シミュレータから緊急時用の待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。

⑷　被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。

⑸　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。

⑹　救済網相当シミュレータから応答メッセージを送出する。

⑺　被検機器が電気通信番号規則別表第九号に規定するＩＭＳＩの情報を含む緊急通報を発信することを確認する。

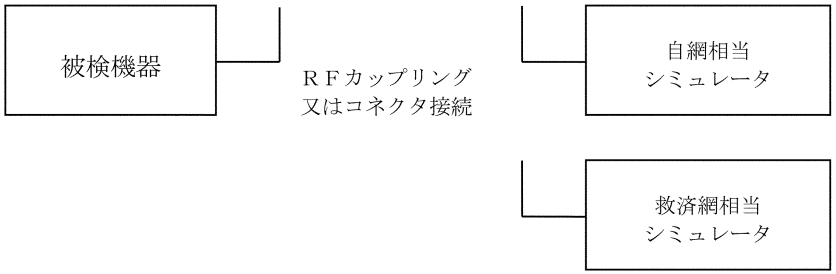
3　救済網を利用した緊急通報を終了後に自網に接続する機能

㈠　測定用機器は、次のとおりとする。

⑴　自網相当シミュレータ

⑵　救済網相当シミュレータ

㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



㈢　測定手順は、以下のとおりとする。

⑴　自網相当シミュレータから自網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。

⑵　救済網相当シミュレータから救済網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。